

(名称)

第1条 この会の名称は、「新宮の安全を確保する会」(以下「会」という。)とする。

(組織)

第2条 この会は、新宮町住民をもって組織する。

但し、当分の間は新宮中学校のPTA会員に限定する。

2 新宮中学校にこの会の事務局を置く

(目的)

第3条 この会は、パトロール活動を通じて地域の子どもたちの安全を守り、被害を未然に防ぐとともに、地域における防犯意識の高揚と犯罪や事故の防止を図り、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会には、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) パトロール活動による犯罪等の未然防止
- (2) 問題箇所の関係機関への通報連絡
- (3) その他、会の目的を達するための必要な事業

(役員)

第5条 この会には、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 3名

(任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充により就任し、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第7条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 会の運営に関する経費は、助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第10条 この会則を変更するときは、役員会の承認を得なければならない。

(細則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この会則は平成18年11月1日から施行する。

新宮の安全を確保する会役員名簿

役 職	氏 名	連 絡 先 等
会 長		
副 会 長		
副 会 長		
事 務 局 長		
幹 事		
幹 事		
幹 事		

役員の仕事

会 長 会長は会の代表として本活動を統括する。

副 会 長 副会長は会長を補佐し、会長不在の時に会を代理統括する。うち1名は会計事務を行う。

事務局長 事務局長は会務の連絡調整、広報および会員管理等の事務を統括する。

幹 事 幹事は本会の指導者的立場に立って本会活動を支えるとともに、本会活動の企画、運営を行う。